

認可保育施設入園(利用開始)後のてびき

保育認定(2号認定・3号認定)を受け、認可保育施設を利用する上での注意事項(認定内容に変更がある場合の届出等)についてまとめてあります。必ずご一読ください。

家庭の状況に変更(転職・退職、転居、同居世帯員増減等)がある場合は、速やかに在園施設に届出をしてください。

必要な届出がされない場合、退園または入園(内定)取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

目次

【子ども・子育て支援新制度における給付認定】

- | | |
|------------------|---|
| 1. 教育・保育給付認定について | 1 |
| 2. 施設等利用給付認定について | 1 |

【保育認定(2号認定・3号認定)児童】

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 保育必要事由について | 2 |
| 2. 家庭の状況に変更がある場合について | 4 |
| 3. 自営業・農業(専従者・補助者含む)について | 7 |
| 4. 現況確認について | 7 |
| 5. 退園について | 8 |
| 6. 月に一度も登園しない場合について | 8 |
| 7. 保育料等について | 9 |
| 8. 在園児童を対象とした育児休業を取得する場合について | 9 |
| 9. 休日保育について | 10 |
| 10. 病児・病後児保育について | 10 |

(発行)

新潟市 こども未来部 幼保運営課

〒951-8553

新潟市中央区西堀通6番町866番地

☎025-223-7372 (平日9:00~17:00)

(令和6年7月発行)

問い合わせ先

※令和6年7月現在

○東区・中央区・西蒲区内の保育施設に通われている方は下記まで

【新潟市 こども未来部 幼保運営課（事務センター）】
☎025-223-7372（平日9:00~17:00）

○上記以外の保育施設に通われている方は各区健康福祉課まで

【北区役所 健康福祉課 児童福祉係】
〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号 ☎025-387-1335

【江南区役所 健康福祉課 児童福祉係】
〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号 ☎025-382-4353

【秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係】
〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地 ☎0250-25-5683

【南区役所 健康福祉課 児童福祉係】
〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 ☎025-372-6351

【西区役所 健康福祉課 児童福祉担当】
〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 ☎025-264-7340

保育施設関係様式集

保育施設に関係する主な様式は、各施設で配布しているほか、
新潟市HPにも掲載しています。提出は在園する施設をお願いします。



【子ども・子育て支援新制度における給付認定】

認可保育施設等の入園手続きは、「子ども・子育て支援新制度」に基づいて実施しています。認可保育施設等の利用者を対象とする「教育・保育給付認定」、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用者を対象とする「施設等利用給付認定」があります。

1. 教育・保育給付認定について

○教育・保育給付認定の概要について

保育必要性の有無	児童の年齢	認定区分	対象施設
保育の必要性なし 父母のどちらかが保育必要事由に当てはまらない場合 または 幼稚園などの利用を希望する場合	満3歳以上	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
保育の必要性あり 父母のいずれもが保育必要事由に当てはまる場合	満3歳以上	2号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	保育園 認定こども園(保育園機能)
	満3歳未満	3号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	保育園、小規模保育 認定こども園(保育園機能) 事業所内保育

※2号認定と3号認定は、父母の保育必要事由により認定期間が異なるほか、保育必要事由の内容に応じて、保育必要量の認定が異なります。

○保育必要量について

保育必要量の認定区分は、保育施設を利用できる最大の時間であり、そのままお子さんの保育時間にはなりません。実際の利用時間は就労時間等、各ご家庭の状況に応じた「保育が必要な時間」が基本となります。必要な時間内の利用にご協力をお願いします。

区分	利用できる時間
保育標準時間認定	保育施設ごとに設定する(開園時刻から)11時間の時間帯
保育短時間認定	保育施設ごとに設定する8時間の時間帯

※各区分の利用できる時間を超える利用は延長保育料が発生します。

2. 施設等利用給付認定について

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用において、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには事前に「施設等利用給付認定」を受けることが必要です。

保育必要性の有無	児童の年齢	認定区分	対象施設・サービス
保育の必要性なし	満3歳以上	新1号認定	一部の幼稚園
保育の必要性あり 父母のいずれもが 保育必要事由に当てはまる場合	3～5歳児 クラス	新2号認定	幼稚園・認定こども園(幼稚園機能) の預かり保育 認可外保育施設等
	0～2歳児 クラス	新3号認定 (非課税世帯のみ)	

【保育認定(2号認定・3号認定)児童】

1. 保育必要事由について

保育認定(2号認定・3号認定)は、父母それぞれに保育必要事由があることが認定の要件となります。保育必要事由がない(なくなった)場合、認定(入園)継続ができないため退園となります。保育必要事由や保育必要量は、月単位で認定します。

○保育必要事由について

保育必要事由	事由内容	認定期間	保育必要量 (標準時間・短時間)
就労	月64時間以上の就労をしている (無収入の活動(労働)等は除く)	就労が継続する期間	1か月あたりの保育必要事由発生時間に 応じて認定(※) 120時間以上 ⇒保育標準時間認定 120時間未満 ⇒保育短時間認定
就学	学校教育法に基づく学校や職業訓練校等へ在籍し就学中(月64時間以上)	就学先の卒業または修了の日が属する月の末日まで	
介護・看護	長期の病気や心身に障がいをもつる親族(原則、同居親族)の介護・看護をしている(月64時間以上)	介護・看護を必要とする期間	
妊娠・出産	妊娠中 または 出産後間もない	(産前)出産予定日の8週間前(多胎妊娠は14週間前)の日の属する月の初日から (産後)出産日の8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保護者の希望に応じて いずれかの時間を認定
疾病・負傷	疾病を患っている または 負傷中	医師の診断書に記載された期間	
障がい	身体や精神に障がいを有している	心身に障がいを有する期間	
災害	震災/風水害/火災 その他の災害の復旧にあたる期間	市長の認める期間	
求職活動	継続的に求職活動を行っている	3か月	保育短時間認定
育児休業	育児休業を取得している (育児休業取得後、職場復帰を前提とする)	育児休業を取得する期間	
その他	上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合	市長の認める期間	状況に応じていずれかの時間を認定

※ 通勤などの移動時間や保育必要事由発生時間帯により、保育短時間認定の利用できる時間を超えて保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合は、保育必要事由発生時間が月120時間未満でも保育標準時間と認定することがあります。保育必要量の変更が必要な場合は、必ず手続きをしてください。

○保育必要事由の確認書類について

保育必要事由	確認書類	備考
就労 (会社などに勤務)	就労証明書<国標準様式・新潟市版>◆1	<ul style="list-style-type: none"> ・就労先(内定先)にて記載、証明が必要です。 ・複数の就労先がある方についてはそれぞれの就労先での証明が必要です。
就労 (自営業・農業・専従者・補助者)	<ul style="list-style-type: none"> ①就労証明書<国標準様式・新潟市版>◆1 ②事業の実態や収入が確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・無収入の活動(労働)は就労の対象になりません。 ・事業の実態や収入が確認できる書類 事業主の場合:直近の所得税の確定申告書(写)等 専従者の場合:該当専従者名の記載がある直近の確定申告書(写)等 補助者の場合:直近の所得税の確定申告書(写)等 ※詳しくは7ページをご確認ください。
就学	<ul style="list-style-type: none"> ①在学証明書(原本) ②授業時間割など拘束性が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・①は就学先で発行した書類(原本) ・②は就学先が発行または証明している書類
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ①介護・看護状況申告書<市様式> ②被介護・看護者に応じて右記書類を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者:要介護認定のある介護保険被保険者証(写)、ケアプランの週間サービス計画表(写)等 ・傷病者:医師の診断書(原本) ・障がい者:障がい者手帳等(写)、障がい福祉サービス利用計画の週間計画表(写)等
妊娠・出産	保護者名、出産予定日(出生日)が記載されたもの(第三者が発行したもの)	例) <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳(写) ※表紙および出産予定日(出生日)が確認できる箇所 ・妊娠届出書(写) ・母性健康管理指導事項連絡カード(写) ・医師の診断書(写)
疾病・負傷	次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関診断書(保育認定用)<市様式>◆1 ②医師の診断書等(写)及び就労先等からの証明(療養期間が確認できるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・①について、医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書(保育認定用)の項目が全て記載されているもの
障がい	障がい者手帳等(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか
災害	り災証明書(写)	
求職活動	誓約書<市様式>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労先が内定した場合、就労証明書<国標準様式・新潟市版>◆1の提出が必要です。
育児休業	育児休業(雇用)証明書<市様式>◆1	<ul style="list-style-type: none"> ・就労先にて記載、証明が必要です。
その他	家庭で保育が困難であると認められるもの	

◆1 発行から3か月以内のものに限る。

※必要に応じ上記の確認書類以外をご準備いただく場合があります。

※各証明事項について、後日担当職員から確認させていただく場合があります。

2. 家庭の状況に変更がある場合について

転職や退職、育児休業の取得、きょうだいの出産などで家庭の状況に変更がある場合は、以下の表に定める変更届等の必要書類の提出が必要です。

①変更の適用について

原則、変更届の提出のあった日の翌月以後の変更となります。ただし、月初日に変更届の提出があった場合は、当月以後の変更となります。

※在園しているきょうだいがいる場合、変更届、マイナンバー記載用紙は児童ひとりにつき1枚提出が必要です。提出がない場合、きょうだいで異なる認定内容になる可能性があります。

※変更届の提出がなく、現状の保育必要事由に該当していないことが後日に発覚した場合、事象が発生した月までさかのぼって保育必要事由等を変更することがあります。また、いずれの保育必要事由にも該当しない場合、退園となります。

②必要書類の提出先について

在園している認可保育施設に提出してください。

③必要書類について

以下に該当しない変更内容については、在園する施設または表紙裏面問合せ先までお問い合わせください。

主な変更の内容		必要書類	
		変更届	その他
代表保護者・児童	住所(市内転居による)・連絡先の変更	○	—
	住所(市外転出による)の変更 ※市外へ転出する場合は、転出日より新潟市内の保育施設は利用ができません。	—	退園・転園届(保育認定用)〈市様式〉
	代表保護者の変更 (単身赴任等による)	○	—
	氏の変更	○	—
同居世帯員 ◆1	増員	父または母	保育必要事由確認書類(該当するもの) マイナンバー記載用紙〈市様式〉(増員者のみ記入) 障がい者手帳等の写し(必要に応じて)◆2
		祖父母	マイナンバー記載用紙〈市様式〉(増員者のみ記入) 障がい者手帳等の写し(必要に応じて)◆2
		児童の兄弟姉妹	マイナンバー記載用紙〈市様式〉(増員者のみ記入) 障がい者手帳等の写し(必要に応じて)◆2
		おじ・おば (障がい者手帳等を有する場合に限る)	○ 障がい者手帳等の写し◆2
	離婚・別居・死別等による減員	○	—

主な変更の内容		必要書類	
		変更届	その他
給付認定・ 保育必要量	就労状況に変更があった(就労時間・日数、通勤時間、勤務地などの変更)	○	就労証明書<国標準様式・新潟市版>
	新たに仕事を始めた(就職した)	○	就労証明書<国標準様式・新潟市版> ※自営業・農業(専従者・補助者含む)の場合、事業の実態や収入が確認できる書類の写しの提出も必要(3、7ページ参照)
	仕事を転職した	○	就労証明書<国標準様式・新潟市版>(転職先が証明) 離職証明書等の前職場の退職日を確認できる書類の写し ※自営業・農業(専従者・補助者含む)の場合、事業の実態や収入が確認できる書類の写しの提出も必要(3、7ページ参照)
	仕事を退職した	○	誓約書<市様式>(求職活動事由の場合) 離職証明書等の前職場の退職日を確認できる書類の写し
	出産をする (産前産後休業を取得する)	○	保護者名、出産予定日(誕生日)が記載されたもの(例) ・母子健康手帳の写し 表紙及び出産予定日(誕生日)が確認できる箇所 ・妊娠届出書の写し ・母性健康管理指導事項連絡カードの写し ・医師の診断書の写し ※出産後は世帯増員の手続きも必要(4ページ参照)
	育児休業を取得する	○	育児休業(雇用)証明書<市様式>
	育児休業から仕事に復帰する	○	就労証明書<国標準様式・新潟市版>
	同一こども園内で2号認定→1号認定に変更したい	○	—
	転園して2号認定→1号認定に変更したい	○	在園施設:退園・転園届(保育認定用)<市様式> 転園先施設:教育・保育給付認定申請書(1号認定用)<市様式>
その他	市内の別な施設に転園したい	—	利用調整に申請が必要 (1号認定として転園を希望する場合は、転園先の施設にご相談ください)
	市内に在住しながら、市外の別な施設に転園したい	—	住民票のある区の表紙裏面の問い合わせ先にご相談ください
	障がい者同居状況の変更	○	障がい者手帳等の写し◆2 (増員または新たに対象となった場合のみ)
	生活保護受給状況の変更	○	—

- ◆1 ・単身赴任等で住民票上別居の場合でも、父母は同一世帯となります。また、社会通念上夫婦としての共同生活が認められる同居人も同居世帯員としてみなします。
- ・住民票上世帯分離をしていても同一家屋に居住する場合は同一世帯となりますが、二世帯住宅で光熱水費等が別であることが確認できる書類が提出されたときは別居として取扱います。(それぞれ独立した別の家屋に居住していても、住民票上同一住所の場合、光熱水費等がそれぞれ別であることを確認できる書類を提出いただくことがあります)。
【必要書類】二世帯住宅の間取り図および両世帯の直近1か月分の電気・ガス・水道の領収書の写し
- ・離婚前提の別居(住民票上においても)をしていて、裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合は、事件係属証明書(原本)もしくは呼出状(写)を添付することで、ひとり親世帯とみなすことができます。
- ◆2 障がい者手帳等には、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給者証・支給停止通知書(所得制限額超過)が含まれます。

3. 自営業・農業(専従者・補助者含む)について

自営業・農業(専従者・補助者を含む)で「就労」事由の認定を受けるためには、月64時間以上の事業収入を伴う活動(労働)が要件となります。

事業の実態や収入確認のため、「就労証明書」に加え、下記の書類を提出してください。

事業の実態や収入が確認できない場合は、保育必要事由に該当しないため、原則、事実が判明した月の月末で退園となります。(提出期日までに必要書類が提出されない場合も含まれます。)

なお、状況によってはさかのぼって退園となる場合があります。

就労形態	必要書類(いずれかの書類)
事業主	①直近の確定申告書 第一表と第二表(写) ②直近の市民税・県民税申告書 両面(写) ③開業届、営業許可証、請負契約書、農業経営状況証明書等の事業実態が確認できる書類(写) <small>※事業開始初年度で確定申告を迎えていない場合のみ</small>
専従者	前年から従事している場合 ①事業主の直近の確定申告書 第一表と第二表(写) <small>※第二表に専従者として氏名が記載されていること</small> ②事業主の直近の市民税・県民税申告書 両面(写) <small>※表面に専従者として氏名が記載されていること</small> ③源泉徴収票(写)
補助者	前年から従事している場合 ①直近の確定申告書 第一表と第二表(写) ②直近の市民税・県民税申告書 両面(写)

※ 必要書類が提出できない場合は、「**自営業に係る実態や収入についての誓約書<市様式>**」を提出し、次年度以降は必ず提出できるようにしてください。

4. 現況確認について

在園(給付認定)児童について、適正な給付認定を行うため、毎年、保育必要事由や世帯状況等の現況確認を行います。変更がない場合も提出が必要です。

①現況確認の実施時期について

例年6月～7月ごろに、給付認定を受けて保育施設等に在園する児童に対して実施しています。在園施設から案内がありますので、必要書類を提出してください。

②現況確認の注意事項について

入園・認定申請書と同じ位置付けとなりますので、必要書類が未提出の場合は在園の継続ができません。また、現状の保育必要事由に該当していないことが判明した場合、事象が発生した月の翌月までさかのぼって保育必要事由等を変更することがあります。

※いずれの保育必要事由にも該当しない場合、退園となります。

5. 退園について

①提出書類・提出先について

認可保育施設の退園を希望する場合、退園日の10日前までに「退園・転園届(保育認定用)(以下、「退園届」。)」を在園している保育施設に提出してください。

②注意事項について

- ・市外転出を伴う退園の場合などを除き、退園日は原則として退園月の末日となります。
- ・市外へ転出する場合は、転出日より市内の保育施設は利用できません。
- ・特別な事情がある場合を除き、退園届の取下げはできません。

6. 月に一度も登園しない場合について

月に一度も登園しない場合は、退園となりますので、退園届をご提出ください。

ただし、一時的かつやむを得ない理由による場合は、保育料(利用者負担額)の納付により引き続き在園が可能です。必ず事前に在籍施設へお申し出ください。

なお、退園届の提出が遅れた場合は、原則、提出した月末までの保育料(利用者負担額)が発生します。

①在園継続が可能なケースについて

- ・児童の病気やけがでの入院等により一時的に登園できない場合
- ・里帰り出産を理由にその期間登園できない場合(保育必要事由が出産の期間のみ)
※出産期間終了後、就労または育児休業を理由として再度登園する場合のみ。
※里帰り出産を理由とした広域入所(新潟市外の保育施設を利用)の場合、二重在籍を避けるために在籍施設は退園扱いとなります。
- ・その他福祉的な理由で保育施設への在園が必要と判断される場合

②里帰り出産を理由とした広域入所(新潟市外の保育施設を利用)の場合の注意事項について

里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に、就労または育児休業を理由として、広域入所利用前に退園した施設の利用を再度希望する場合は、優先的に利用調整を行います。

※優先的な利用調整は、里帰り出産を理由とした広域入所期間が終了する日の属する月の翌月の入園に対する利用調整申請のみ対象となります。

※退園した施設に空きがない場合や、退園した施設以外への入園を希望するときは、通常の利用調整となります。

※里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に育児休業を取得する場合、広域入所期間が終了する日の属する月の翌々月以降の入園は、育児休業を理由とした利用調整申請を行うことができません。(保育認定児童として保育施設を利用することができません。)

7. 保育料等について

①保育料等の算定について

保育料等は、児童の父母の市区町村民税額(調整控除以外の税額控除適用前)を基に算定を行います。

ただし、下記の(1)、(2)に該当し、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて算定を行います。

(1)父母の年間合計収入が160万円未満の場合

(2)ひとり親世帯で年間収入が110万円未満の場合

なお、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合であっても、下記に該当する場合は父母の市区町村民税額のみで算定します。

- ・父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合
- ・ひとり親世帯で月額91,600円以上の継続する収入がある(直近3~4か月の平均)場合(※)
※表紙裏面の問い合わせ先へ申出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

②保育料の減免について

保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合、保育料の一部または全部を減免します。

減免を希望する場合は、表紙裏面の問い合わせ先へご相談ください。

③副食費について

3歳児以上の副食費について、長期間欠席する等の特別な事情がある場合、副食費が減額可能な場合がありますので、在園する施設へお問い合わせください。

・市立園

連続して30日以上欠席する等の特別な事情がある場合、副食の提供の停止を希望する月の前月15日(休日の場合は翌開所日)までに、在園する施設で手続きが必要です。

・私立園

副食の提供停止を希望する場合、お早めに在園する施設へお問い合わせください。

◆保育料等について、金額表を含め新潟市ホームページにも
掲載していますので、ご確認ください。

⇒



8. 在園児童を対象とした育児休業を取得する場合について

在園(給付認定)児童を対象とした育児休業を取得する場合、保育の必要性がなくなることから、施設の利用を継続することはできません。取得日の月末(取得日が月初日の場合は前月末)で退園となります。

入園後、在園児童を対象とした育児休業をやむを得ず取得する必要がある場合は、必ず事前に表紙裏面の問い合わせ先へご相談ください。

9. 休日保育について

日曜日や祝日等、在籍する保育施設が休園する日で、仕事などによりご家庭で保育ができない場合、休日保育実施施設で保育を行います。

①対象児童について(次のいずれも満たすこと)

- ・新潟市内に居住し、市内の認可保育施設を利用し、保育認定(2号認定・3号認定)を受けていること。
- ・保護者の就労などにより日曜日・祝日にも保育を必要とすること。
(現状の保育必要事由と同事由の場合に限る)

②休日保育の実施日について

- ・日曜日、祝日(園行事日を除く) ※年未年始の実施日は各施設により異なる

③事前登録について

- ・年度ごとに事前の利用登録が必要です。
- ・在籍する保育施設で配布する「休日保育利用登録申請書」を利用希望の休日保育実施施設へ提出してください。

◆詳しい利用方法は、新潟市ホームページでご確認ください。 ⇒



10. 病児・病後児保育について

病気(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童を対象に、保育園等での集団保育が困難で、仕事などの都合によりご家庭で保育できない保護者に代わって、保育士と看護師が医師と連携しながら一時的にお預かりします。

○事前の利用登録について

- ・児童の予防接種や健康状況を把握し安全に看護・保育するために、病児・病後児保育室で事前登録が必要です。

◆詳しい利用方法は、新潟市ホームページでご確認ください。 ⇒

